

17 土砂災害防止対策事業の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

土石流、地すべり及びがけ崩れなどの「土砂災害」から県民の生命と財産を守り、暮らしやすい生活環境を創造するため、次の措置を講じること。

1 砂防・地すべり対策事業の推進

「土砂災害防止法」によるソフト対策と、砂防事業及び地すべり対策事業のハード対策の推進に向けて、十分な財源措置を行うこと。

2 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するため、整備事業の対象となるがけの高さの基準(10m以上)を緩和するなど、制度拡充を図ること。

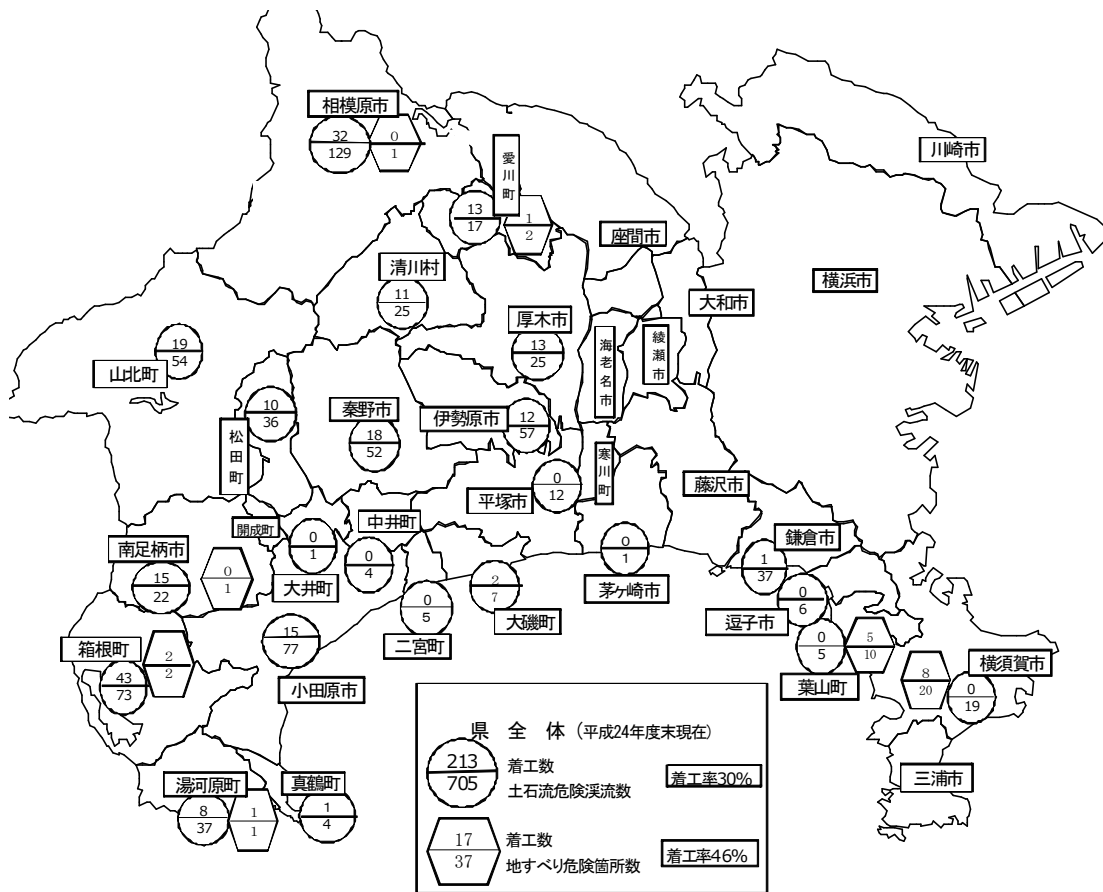
また、急傾斜地崩壊対策事業の一層の推進に向けて十分な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

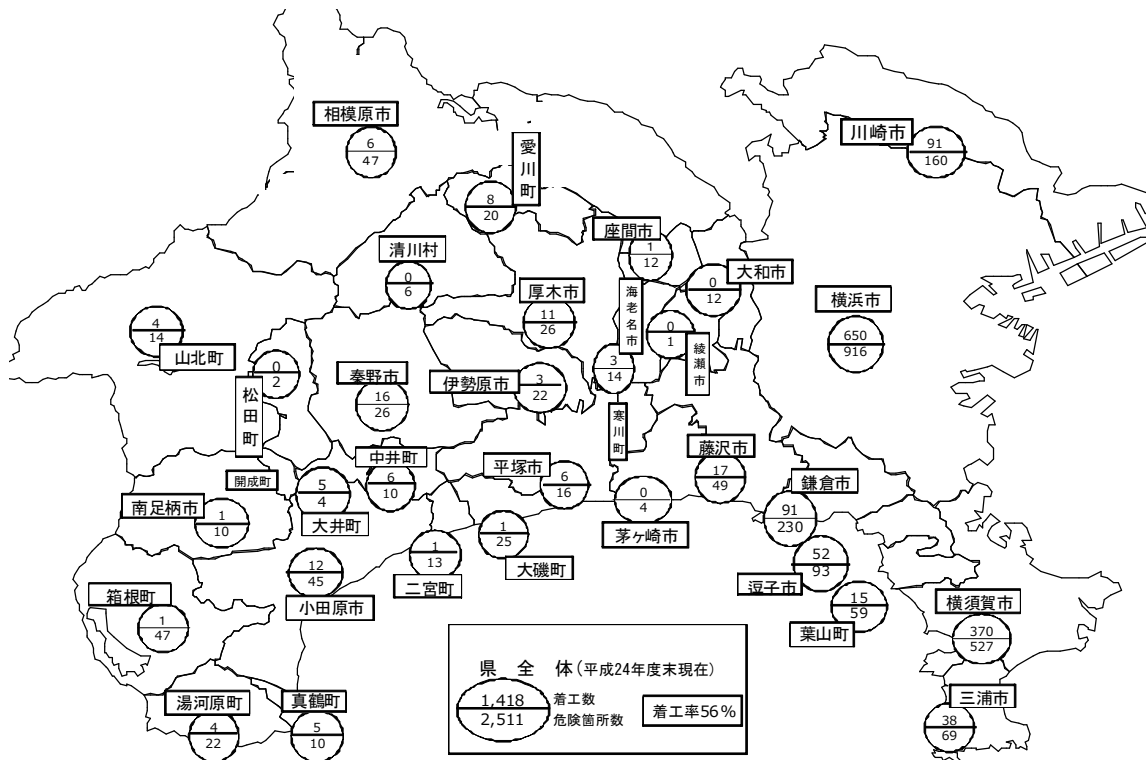
近年は都市化の進展に伴い流域の土地利用が変化しており、土石流や地すべりによる災害の危険性が增大している。

1 これらの土砂災害防止施設の整備水準は低く、県民が安心して暮らせるまちづくりを行うためにも、「土砂災害防止法」によるソフト対策と、砂防事業や地すべり対策事業の積極的なハード対策をともに推進する必要がある。

2 急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から県民の生命を保護するとともに、豊かでうるおいのある緑の斜面空間の形成等を図り、安全で安心できる生活基盤を確保する極めて緊急かつ重要な事業であり、制度の拡充と十分な財源措置が必要である。



土石流危険渓流・地すべり危険箇所の着工数



急傾斜地崩壊危険箇所の着工数